

2020年4月6日

文京区長 成澤 廣修 様
文京区教育委員会教育長 加藤 裕一 様

日本共産党文京地区委員会
日本共産党文京地区委員長 長島正人
都政対策委員長 福手ゆう子
青年学生部長 石沢のりゆき
区議会議員板倉美千代 区議会議員萬立幹夫
区議会議員国府田久美子 区議会議員関川今朝子
区議会議員金子輝慶 区議会議員小林玲子

新型コロナウイルス対策についての緊急要望（第二次分）

3月16日の「緊急要望」に続き、新型コロナウイルス感染拡大から区民生活を守り、子どもたちの健やかな成長を確保するために、第二次分の緊急要望書を提出いたします。

新型コロナウイルス感染は大変深刻な状況で、現状は爆発的な感染拡大にさせてはならない重大な局面となっています。いまの最大の焦点は、政府が「自粛とセットで補償」をやることを宣言することです。日本経済は消費税増税に新型コロナという二重の打撃を受けています。内需を支えるために中小企業と国民負担を具体的に軽減することが必要であり、政府は消費税の5%への減税を経済対策に盛り込むべきです。

新年度を迎え、区立小中学校に加えて区立幼稚園も臨時休校（園）を決定しました。これを受けて、引き続き関係者の不安と混迷の声が広がっています。

現時点において以下の事項について緊急に要望するものです。

記

1 政府に対して、以下要望すること。

- ① 「緊急事態宣言」は広範な人権制限を可能とするもので、慎重な対応をすることを強く求めること。あわせて、損失保障と条件付限定給付でなく一律給付を、一体で行うこと。
- ② 政府や自治体の自粛要請によって直接・間接に経済的損失をこうむる小規模事業者に対して、無担保・無利子融資の対象を広げ、融資枠を20兆円規模に拡大すること。税や社会保険料の減免、家賃・地代・水光熱費・リース代をはじめ、事業を存続させていくうえで必要な固定費を直接助成することを求めること。

- ③ 消費税 5%への緊急減税を本格的に検討し、実行することを求めること。消費税の納税延期と減免を行うこと。
- ④ 雇用保険加入者は雇用調整助成金の対象になるが、現行の3分の2の補助率を10分の10に引き上げること。フリーランスや雇用保険未加入の非正規労働者にも、一般の労働者と同程度の水準の所得補償を行うこと。

2 文京区として、さらに対応すること

- ① 庁内に新型コロナウイルス感染対応の総合専用窓口を設置し、区民の暮らしや保健衛生、営業への不安解消や支援を図ること。
- ② 臨時休校中の対応について
 - ・児童の学校での預かりに関して、引き続き感染症対策を徹底させること。虐待などの心配がある児童・生徒について、預かりの配慮や見守りを強化すること。
 - ・感染拡大などの状況を見ながら、校庭開放、臨時登校日のほかに、学年別登校、時間差登校などにより授業、学習指導等を実施する臨時登校日をもうけること。
 - ・困難を抱える保護者を対象として、学校給食を含む食事の提供を検討すること。育成室通室の児童においても、同様の検討をすること。
 - ・休校が長期化することもふまえて、先生と児童・生徒のコミュニケーションがとれる環境をととのえることや、自宅で受けられるオンライン授業など学習権の保障を行うこと。
 - ・要保護、準要保護、ひとり親、特別支援学級の児童・生徒の給食代については、引き続き区による昼食代補助を迅速に行うこと。
- ③ 区立育成室をはじめ、放課後児童健全育成事業について
 - ・児童と職員のマスク、ハンドソープ、消毒薬など衛生環境の確保のために必要な資材を区として確保すること。民営の育成室については事業者に取り組みし、不足を来さないようにすること。
 - ・児童が体を動かして遊べるよう、児童館や学校の施設を活用すること。とりわけ単独育成室については他施設の利用について調整がすすむよう区として配慮すること。
- ④ 認可保育所に求職中、採用内定(就労予定)で入園が内定した場合において、入園月の翌々月の末日となっている就労確認の期限については、個々の事情をよく聞き延長を認めること。
- ⑤ 保健所は2017年には全国で481か所と、1990年代からみるとほぼ半分に、職員も減らされてきました。PCR検査を巡っては検査能力不足が指摘され、医師が必要と判断して依頼しても断られるケースも目立っています。厚労省に対して、保健所の体制を抜本的に求めるとともに、臨時の職員を雇うなど文京保健所の職員体制を抜本的に強化すること。
- ⑥ ひとり暮らしの高齢者や障害者、虐待の心配のある子ども、低所得者などリスクのある区民の実態を把握し、予防につなげること。

- ⑦ 介護施設、事業所、医療施設等に2回のマスクが配布予定となっておりますが、すべての事業所、医療機関に速やかに配布を完了させるとともに、国や都に対してさらに追加のマスクの配布を要望すること。また、防護服や消毒液等、必要なものについては不足がないよう実態をつかむこと。介護・福祉タクシーなどについても同様の対応をすること。
- ⑧ 区内中小業者や商店街などの、現状把握を行うこと。
- ⑨ 国保の資格証が交付されている被保険者に、速やかに通常の保険者証を郵送等で交付すること。
- ⑩ 区の「新型コロナウイルス対策緊急資金」融資について、
- ・貸付理由の緩和や、手続きを簡素化すること。
 - ・本人負担の利率を実質ゼロにすること。
 - ・信用保証料を全額区負担とすること。
 - ・電話での問い合わせは、毎日50～60本あり、3月末で1,800件を超え、来庁相談者は1日30件以上あります。相談者を長時間待たせない、また、早急に融資が実行できるよう相談員を抜本的に増やすこと。また、経済課の窓口以外の場所も確保し拡充すること。
- ⑪ 社会福祉協議会の「緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）」について
- ・社協だけの対応とせず、区報1面に掲載するとともに、区掲示板にも貼り出し、周知を抜本的に強めること。
 - ・電話による問い合わせ相談は3/25～4/2で103件に達し、貸付の受付件数はすでに34件となっており、相談員を増やし、新たなスペースも確保し、体制を抜本的に強化すること。
 - ・政府、厚生労働省が示している併用可能の要件、償還不要とする例外事項について、きちんと周知すること。
- ⑫ 既存の融資借入の返済中であっても、新型コロナウイルスで影響を受けている場合は、返済を猶予等柔軟に対応すること。
- ⑬ 休館・中止・延期等となった施設や事業について、事業委託に伴う委託料や講師料・原稿料、また指定管理事業者への収入とならなかった利用料金など、補償すること。

以上